京都市告示第４３９号

京都市水路等管理条例第３条第１項の規定に基づき、農業用水路等を次のとおり廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から２週間公衆の縦覧に供します。

令和８年１１月２日

京都市長　松井　孝治

（廃止する農業用水路等）

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点	備考
1	大宅水0009号	京都市山科区大宅打明町3番地の8地先 京都市山科区大宅打明町5番地の2地先	
2	大宅水0013号	京都市山科区大宅打明町5番地の2地先 京都市山科区大宅打明町7番地地先	
3	大宅水0015号	京都市山科区大宅打明町7番地地先 京都市山科区大宅打明町9番地地先	
4	大宅水0016号	京都市山科区大宅打明町9番地地先 京都市山科区大宅打明町12番地の2地先	
5	大宅水0017号	京都市山科区大宅古海道町1番地の4地先 京都市山科区大宅古海道町5番地地先	
6	大宅水0018号	京都市山科区大宅古海道町67番地の29地先 京都市山科区大宅古海道町67番地の1地先	
7	大宅水0019号	京都市山科区大宅中小路町2番地地先 京都市山科区大宅中小路町9番地地先	
8	大宅水0049号	京都市山科区大宅山田35番地地先 京都市山科区大宅山田23番の14地地先	

（産業観光局農林振興室）